

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令
 (昭和四十七年運輸省令第五十号) (抄)

(本則関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表 (第二号関係)			
(略) トリクロロエチレン含有 量 (略)	(略) 一リットルにつき○・一ミリグラム以下で あること。 (略)	(略) トリクロロエチレン含有 量 (略)	(略) 一リットルにつき○・三ミリグラム以下で あること。 (略)